

奈良県告示第四百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	
上北山村河合（〇〇二）急傾斜地	次の平面図のとおり	上北山村河合（〇〇二）急傾斜地	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場総務企画課
上北山村河合（〇〇三）急傾斜地	次の平面図のとおり	上北山村河合（〇〇三）急傾斜地	次の平面図のとおり	
			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四十条に規定する衝撃に関する事項	

上北山村小 橡(〇〇七) (急傾斜地)	次 の 平 面 図 の と お り	上北山村小 橡(〇〇七) (急傾斜地)	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野 土木事務所 及び上北山
域 崩壊警戒区 (急傾斜地) 橡(〇〇五)	次 の 平 面 図 の と お り	域 崩壊特別警 戒区域 (急傾斜地) 橡(〇〇五)	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野 土木事務所 及び上北山 村役場総務 企画課
域 崩壊警戒区 (急傾斜地) 橡(〇〇四)	次 の 平 面 図 の と お り	域 崩壊特別警 戒区域 (急傾斜地) 橡(〇〇四)	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野 土木事務所 及び上北山 村役場総務 企画課
域 崩壊警戒区 (急傾斜地) 合(〇〇七)	次 の 平 面 図 の と お り	域 崩壊特別警 戒区域 (急傾斜地) 合(〇〇七)	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野 土木事務所 及び上北山 村役場総務 企画課
域 崩壊警戒区 (急傾斜地) 合(〇〇四)	次 の 平 面 図 の と お り	域 崩壊特別警 戒区域 (急傾斜地) 合(〇〇四)	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野 土木事務所 及び上北山 村役場総務 企画課

上北山村白 川(〇〇五) (急傾斜地)	次の平面図 のとおり	上北山村白 川(〇〇三) (急傾斜地) 崩壊警戒区 域	次の平面図 のとおり	上北山村西 原(〇〇三) (急傾斜地) 崩壊警戒区 域	次の平面図 のとおり	上北山村小 椽(〇一六) (急傾斜地) 崩壊警戒区 域	次の平面図 のとおり	上北山村小 椽(〇一二) (急傾斜地) 崩壊警戒区 域	次の平面図 のとおり	崩壊警戒区 域	奈良県吉野 土木事務所 及び上北山
上北山村白 川(〇〇五) (急傾斜地)	次の平面図 のとおり	上北山村白 川(〇〇三) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図 のとおり	上北山村西 原(〇〇三) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図 のとおり	上北山村小 椽(〇一六) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図 のとおり	上北山村小 椽(〇一二) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図 のとおり	崩壊特別警 戒区域	奈良県吉野 土木事務所 及び上北山
上北山村白 川(〇〇五) (急傾斜地)	次の平面図の とおり	上北山村白 川(〇〇三) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図の とおり	上北山村西 原(〇〇三) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図の とおり	上北山村小 椽(〇一六) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図の とおり	上北山村小 椽(〇一二) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図の とおり	崩壊特別警 戒区域	奈良県吉野 土木事務所 及び上北山
上北山村白 川(〇〇五) (急傾斜地)	次の平面図の とおり	上北山村白 川(〇〇三) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図の とおり	上北山村西 原(〇〇三) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図の とおり	上北山村小 椽(〇一六) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図の とおり	上北山村小 椽(〇一二) (急傾斜地) 崩壊特別警 戒区域	次の平面図の とおり	崩壊特別警 戒区域	奈良県吉野 土木事務所 及び上北山

崩壊警戒区				
域		崩壊特別警戒区域		
				村役場総務 企画課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。